

情報公開審査会答申

1 審査会の結論

鹿角市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存決定は、妥当である。

2 異議申立ての経過

（１）異議申立人は、亡父の相続につき、被相続人の固定資産税の滞納処分である動産差押執行において実施機関の補助機関たる税務課職員に相談等をしていたものであるが、異議申立人は、市職員が、競売手続中の不動産（相続財産が大半）を市の評価を大幅に割る価格で任意売却のあっせんをして異議申立人の権利を侵害したもので、職権濫用に当たるとの疑念を持つに至り、疑念に関する調査とその説明を再三にわたり実施機関に求めていた。

（２）異議申立人は、それまでの実施機関の回答に不服があったことから、平成２２年１２月１３日付けで、鹿角市情報公開条例に基づき、「平成２２年９月２１日付けの内容証明付き調査依頼文書に対する回答（２２鹿総収第４６１号）にあたっての市が調査した内容が分かる書類」（以下「本件対象調査文書」という。）の開示請求を行った。また、あわせて、同日付けで「税務課職員が４月１６日に 銀行 支店へ行き、税法上の情報収集のために前回競売資料を渡し受けたとのことであるが、その取得申請に係る公文書」（以下「本件対象依頼文書」という。）の開示請求を行った。

（３）平成２２年１２月２４日付けで、実施機関は、異議申立人の上記請求に対し、いずれの文書も不存であるとする公文書不存決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（４）平成２３年１月１６日付けで、異議申立人は、本件決定の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

（１）本件対象調査書類について

- ・調査しておきながら、記録も資料も不存ということが理解できない。
- ・諮問機関たるものの調査で何もないというのはあり得ないことであり、また、あま

りに軽視し、ずさんである。

- ・私は、警察から、市はこのことについて、膨大な資料があると聞いている。

(2) 本件対象依頼文書について

- ・情報収集のために、前回競売資料を入手するには当然公文書が必要と思う。税法上の職務なのに口頭での受け渡しをしたのか。
- ・私は、警察から、市はこのことについて、膨大な資料があると聞いている。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、理由説明書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件調査書類について

- ・異議申立人からの調査依頼を受け、職員の事故審査を担当する部署として、総務課長が関係職員の聞き取り調査や、異議申立人と市との間で差し出された書類や税務課の収納管理記録等の関係文書の確認を行ったが、職務を逸脱した行為や不適正な事務処理は確認されず、また、異議申立人の疑義に対しても、適正な決裁区分に基づき処理され、数次にわたり文書により回答済みであることから、その当然の結果について、異議申立人に対する回答の起案を行う際の添付書類として特段作成する必要性はないと判断し、調書等は作成しなかった。
- ・したがって、異議申立人が請求する「平成22年9月21日付けの内容証明付き調査依頼文書に対する回答にあたっての市が調査した内容が分かる書類」について不存決定とした。なお、本件異議申立て後、総務課長が職員から経緯を聞き取りした内容を書き起こしたメモを参考に提出する。

(2) 本件依頼文書について

- ・滞納処分にあたり、その例により行うこととされている国税徴収法141条による「質問及び検査」については、その方法に関して規定する条文は無く、国や県、他の市町村などの現場でも、口頭による調査と書面による調査がケースバイケースで処理されている状況にある。
- ・本市では、実際の滞納処分を行うための根拠として必要な、滞納者の所得や預金、給与等といった直接的な判断資料については、市内外を問わず書面で照会をしているが、その前段の状況調査などでは、徴税吏員が口頭で聞き取りを行い、その後の判断材料としている。

- ・本件に係る 銀行 支店の訪問においては、過去の競売時における補充評価書の写しを取得したのだが、この訪問は、当該滞納者の今後の滞納処理方針を判断するため、徴税吏員に付与された裁量により、口頭での聞き取り調査と合わせ資料収集を行ったものであるため、文書による照会は行っておらず、したがって異議申立人が求める「4月16日に 銀行 支店から税法上の情報提供を受けた際の、当該情報を求めるため同支店に提出した文書」は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象調査文書について

- ・異議申立人は実施機関が行った本件決定の取消しを求めているが、異議申立ての主旨は、「諮問機関たるものの調査で記録が何もないということはありません」という点にあると認められる。異議申立人は、実施機関の職員の滞納処分における対応の違法性等も訴えているが、この点については、情報公開制度の問題ではなく、当審査会が判断すべき事柄ではない。
- ・本件対象調査文書について、実施機関の主張するところは、総務課において調査は行ったものの、異議申立人に対し過去に送付した回答内容と異なる事実が見当たらなかったことから、既に回答文書に記載されている事項について特段文書として作成する必要がなかったというものである。
- ・異議申立人は「諮問機関」による調査が行われたはずであると主張するが、異議申立人が求めた調査を行うための「諮問機関」は、実施機関には存在しないと認められる。
- ・本審査会の調査では、22鹿総収第461号による回答にあたっての調査記録は確認できず、また、異議申立人がその内容を是認できるかどうかは別として、実施機関による過去の回答において事実確認を行った相手方を含め過去の回答文書中に相当程度の情報が記述されており、改めて調査記録を作成しなかったとする実施機関の説明を覆すに足りる事実は認められなかった。

(2) 本件対象依頼文書について

- ・本件対象依頼文書が、実施機関が 銀行 支店から前回の競売に係る補充評価書の写しの提供を受けた際の当該文書を求めるための実施機関による依頼文書のことであることは、異議申立人及び実施機関の双方とも異論がないところと認めら

れる。

- ・実施機関の説明によると、滞納処分のための滞納者の財産の調査に関しては、滞納処分の直接的な判断資料となる場合は書面で照会するものの、その他の状況調査では口頭で聞き取りを行うのが通例で、今回の場合も、徴税吏員の裁量の範囲内で情報収集したものであり、文書による照会はしていないとしている。
- ・これに対し、異議申立人は、前回競売資料を入手するには当然公文書が必要と主張するが、滞納に係る事務を執行する上で、債権者への聞き取りは通常行われるものであり、その過程で任意に資料が提出されることは十分ありうることでありと考えられる。
- ・本審査会の調査においても、銀行支店への聞き取りにより、実施機関から銀行への文書による依頼があったことは確認できなかった。
- ・以上の確認の結果、本件対象依頼文書は不作成との実施機関の説明を覆すに足りる事実は認められなかった。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

- H 2 3 . 2 . 4 諮問書の受理
- H 2 3 . 2 . 1 8 審議（審査会）
- H 2 3 . 5 . 2 0 異議申立人に対して、意見書等の提出依頼
- H 2 3 . 5 . 2 7 異議申立人意見書受理
- H 2 3 . 7 . 7 実施機関に対して、不存在決定の処分理由説明書等の提出依頼
- H 2 3 . 7 . 1 4 実施機関理由説明書受理
- H 2 3 . 7 . 2 6 審議（審査会）
- H 2 3 . 8 . 5 答申